

EU・ベトナム FTA 交渉の 経緯と進捗状況

2014 年 12 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

EUとベトナムは2012年6月に自由貿易協定（FTA）の締結に向けた交渉を開始することを発表し、2014年9月までに9回の交渉を行った。2014年10月には欧州委員会のパローゾ委員長（当時）とベトナムのグエン・タン・ズン首相が共同声明を発表し、全ての交渉分野でかなりの進展があり、向こう数カ月以内の交渉妥結を目指して残された課題を解決する方向で合意していると明らかにした。このEU・ベトナムの自由貿易協定（EVFTA）について、交渉開始にいたる経緯とこれまでの動きをまとめた。

目次

1. FTA交渉までの経緯と交渉の狙い	1
(1) 交渉開始の背景	1
(2) 主な交渉分野と双方の狙い	2
① EU側の狙い	2
② ベトナム側の主な要求事項	3
③ FTAのベトナムへの影響と欧州委員会の対応方針	4
(3) EU・ベトナムの貿易関係の現状	6
① 物品貿易	6
② 投資	8
2. 交渉のこれまでの経緯と進捗状況	8
(1) 第1回から第9回の交渉の概要	8
(2) EUの業界団体の見解	9
(3) 2014年8月以降の動きと今後の見通し	11

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

1. FTA 交渉までの経緯と交渉の狙い

(1) 交渉開始の背景

EU は 2007 年 7 月に東南アジア諸国連合 (ASEAN) との FTA 締結に向けた交渉を開始し、2009 年 3 月までに 7 回の交渉を行ったものの、進展が遅く、双方は交渉を中断することで合意した¹。中断の主な理由は、ASEAN 内の各国の間で不均衡が大きく、各国で求められる自由化の水準や交渉の目的が異なっていたためである。このため、EU は ASEAN 内の各国と個別に FTA の交渉を進める方針に切り替え、欧州委員会は 2010 年にシンガポールおよびマレーシアとそれぞれ交渉を開始し、ベトナムは 3 カ国目の交渉相手国として 2012 年 6 月に交渉に入ることを発表した²。EU とベトナムは、この発表と併せてパートナーシップ協力協定 (PCA) に調印した³。PCA は貿易、環境、エネルギー、科学技術、良い統治、観光、文化、移民、テロ対策、汚職・組織犯罪対策、気候変動という広範な分野での協力関係強化を掲げている。

EU とベトナムおよび ASEAN の貿易を巡る動き、FTA 交渉にいたる経緯を表 1 にまとめた。

表 1: EU と ASEAN・ベトナムの FTA 交渉をめぐる経緯

時期	内容
1995 年 7 月	ベトナムが東南アジア諸国連合 (ASEAN) に加盟。
7 月	EU とベトナムが協力協定を締結し (1996 年 6 月発効)、ベトナムに最恵国 (MFN) 待遇を付与。
2007 年 1 月	ベトナムが世界貿易機関 (WTO) に加盟。
7 月	EU と ASEAN が FTA 締結に向けた交渉を開始。ただし ASEAN の対象国は、ラオス、カンボジア、ミャンマーを除く 7 カ国。
2009 年 3 月	EU と ASEAN は第 7 回交渉後、交渉を中断することで合意。
6 月	欧州委員会は、外部に委託していた調査の最終報告書「EU・ASEAN 間の FTA による貿易持続性に関する影響評価 (Trade Sustainability Impact Assessment (TSIA) of the FTA between the EU and ASEAN)」を公表。
12 月	EU 閣僚理事会が欧州委員会に、ASEAN 各国と個別に FTA 交渉を行う権限 (マנדート) を付与。
2010 年 3 月	EU がシンガポールと FTA の交渉開始を発表 (第 1 回交渉も同年 3 月)。
6 月	欧州委員会が「EU・ASEAN 間の FTA による TSIA」に対するポジションペーパーを公表。
10 月	EU がマレーシアと FTA の交渉開始を発表 (第 1 回交渉は同年 12 月)。
2012 年 3 月	EU とベトナムの FTA の交渉開始に向けた準備が終了。
6 月	EU とベトナムはパートナーシップ協力協定 (PCA) に調印するとともに、FTA の締結に向けた交渉開始を発表。
2013 年 3 月	EU がタイと FTA の交渉開始を発表 (第 1 回交渉は同年 5 月)。
5 月	欧州委員会が「EU・ASEAN 間の FTA による TSIA」に対するポジションペーパーのベトナムに関する付属書を公表。

¹ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/december/tradoc_118238.pdf

http://ec.europa.eu/enterprise/policies/international/facilitating-trade/free-trade/index_en.htm

² 欧州委員会プレスリリース (IP/12/689) 26 June 2012

http://europa.eu/rapid/press-release_IP-12-689_en.htm

³ 欧州委員会プレスリリース (IP/12/691) 26 June 2012

http://europa.eu/rapid/press-release_IP-12-691_en.htm?locale=en

9月	EUとシンガポールはFTAの交渉で、「投資章」を除き合意に達した。
2014年10月	EUとシンガポールはFTAの交渉で残されていた「投資章」を含めて最終合意に達した。

(出所) 欧州委員会

(2) 主な交渉分野と双方の狙い

① EU側の狙い

EU・ベトナム自由貿易協定（EVFTA）の交渉分野は、関税や非関税障壁のほか、サービス貿易、公共調達、税関・貿易の円滑化、競争、知的財産権保護、持続可能な開発、規制問題〔技術規格や衛生植物検疫措置（SPS）〕などである。各分野の交渉におけるEU側の狙いは、欧州議会がまとめた文書「政策ブリーフィング：EU・ベトナムの経済・貿易関係」⁴に示されている。その主要点は以下の通りである。

a. 物品貿易

協定ではタリフラインの90%以上の関税を段階的に撤廃することを目指す。交渉において、EU側が関心を示しているのは機械・自動機器、鉄鋼、化学品・薬品、食品・アルコール飲料といったベトナムが高関税で保護している分野である。一方、ベトナム側が利害を持つ主な輸出品目は繊維・衣料品、履物、海産物やコメなどの食料品である。

b. サービス

人口が約9,000万人のベトナムは、EUのサービス事業者にとって大きな市場機会がある。ベトナムは、WTOサービス分野公約の対象ではない、銀行や通信、流通分野における合併・買収などの外資による出資上限を定めている。これらの分野に加えて、運輸や観光など大きな潜在性を持つ分野で、ベトナム側に市場開放を求める。

c. 公共調達

欧州企業は既に公共事業、公益事業、情報技術（IT）、サービス分野においてベトナムの公共調達市場に参入している。しかしながら、入札手続きにおいて透明性が欠ける上、依然として、ローカルコンテンツ（現地調達）に関する条件が残っている。

d. 知的財産権

ベトナムはWTO加盟以降、知的財産保護の法的枠組みを改善したが、依然として施行が不十分で、知的財産の侵害や偽造が一般的に行われている。こうした問題については、（FTAの締結で）補完的な保護の導入や地理的表示（GI）の実施による取り組みが可能である。

e. 競争と国営企業（SOE）

⁴ “Policy briefing – EU-Vietnam economic and trade relations” European Parliament, Directorate-General for External Policies (September 2012)
http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/briefing_note/join/2012/491454/EXPO-INTA_SP%282012%29491454_EN.pdf

ベトナムは国家統制経済から市場経済への移行が完了していない。2005年に施行された競争法があるものの、反競争的慣行をほとんど抑止できていない。苦情申し立ての手続きは費用がかさむため、中小企業は手続きに消極的である。また、国営企業は国内総生産（GDP）と工業生産高の39%を占めるが、雇用では10%を占めるに過ぎない。民間部門に比べて業績が悪い。さらに、国営企業は銀行の信用供与の3分の1を受け、土地の割り当てなどで優遇措置がある。国内の不良債権で最も大きな割合を占める。このため、国営企業が民間部門の成長機会を奪い、投資家の意欲をそぎ、銀行の立場とベトナム全体のマクロ経済見通しを低下させている。こうした競争政策の欠如は、FTA交渉の成果を損なう可能性がある。このため、反競争的慣行については、FTAの枠内、もしくは枠外で、包括的な方法で取り組むことが可能である。EUでは、競争に関するトレーニング・プログラムを提供している。

f. 持続可能な開発

ベトナムは、過去20年間で貧困の削減で大きな進展があったが、不安定なマクロ経済や成長の鈍化により、新たな脆弱性が生じている。またベトナムでは、森林破壊の広がりや生物多様性の喪失、環境の急速な悪化などにより自然資源が大きな打撃を受けている。こうした問題は、国際協定に沿った社会・環境基準の促進により取り組める。

g. その他の条項

協定には、税関・貿易の円滑化、貿易の技術的障害（TBT）、衛生植物検疫措置（SPS）の協力強化などの規定を盛り込む。ベトナムはWTO加盟時にこうした分野で公約しているため、新しい協定の規定はWTOの要件を上回るものにする。

② ベトナム側の主な要求事項⁵

ベトナム側はFTAの交渉で、EUに対して以下のような要求を表明している。

a. 市場経済国の認定

EUがベトナムを市場経済国として認定することを求めている。市場経済国に認定されていない場合、反ダンピング手続きにおける輸出価格の妥当性の裁定で不利となるためである。ベトナムの要求には、ベトナムがこれまでもEUへの輸出で反ダンピング関税を課されたという背景がある。欧州委員会がベトナムの物品の輸入に対して課した反ダンピング関税の手続きには、以下のものがある⁶。

- 自転車：2005年から2010年まで反ダンピング関税を課した。
- 一部のチューブまたはパイプの付属品：2005年に反ダンピングの調査手続きを開始し

⁵ Vietnam Briefing (18 November 2013)

<http://www.vietnam-briefing.com/news/vietnam-eu-free-trade-agreement-expected-by-late-2014.html/>
Sudestasiatico.com (26 March 2013) <http://www.sudestasiatico.com/eu-vietnam-weigh-fta/>

⁶ “Policy briefing – EU-Vietnam economic and trade relations” European Parliament, Directorate-General for External Policies (September 2012) (p.15)
http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/briefing_note/join/2012/491454/EXPO-INTA_SP%282012%29491454_EN.pdf

たが、関税を課すことなく 2006 年に終了。

- 一部の革製靴:2006 年から 2011 年までベトナム製の靴に対して 10%の反ダンピング関税を課した。

b. 原産地規則の適用

EU の原産地規則では、一般特惠関税制度（GSP）でベトナムの輸出業者が受けられる関税軽減措置が限られている。ベトナム製の衣料品は生地や糸などは中国や台湾、韓国からの輸入に依存している。このため EU の原産地規則の規定には合致しないことから、ベトナム側は原産地規則の緩和を求めている。

c. 輸入規制

食品衛生や化学残留物、違法・無報告・無規制（IUU）漁業、合法的に伐採された木材に対する EU の輸入規制に適合するため、ベトナムは簡素化した順守メカニズムを求めている。特にベトナムの食品輸出事業者は、上記の規制が非関税障壁となり EU への輸出を一層困難にしているとの苦情を表明している。

③ FTA のベトナムへの影響と欧州委員会の対応方針

欧州委員会は、EU・ASEAN 間の FTA が ASEAN 諸国に与える影響に関する調査を委託し、その最終報告書「EU・ASEAN 間の FTA による貿易持続性に関する影響評価（TSIA）」を 2009 年 6 月に公表した。また、これに対する対応などを示したポジションペーパーを 2010 年 6 月に公表している。ベトナムについては、このポジションペーパーの付属書⁷を 2013 年 5 月に公表し、FTA がベトナムに与える影響や報告書の提言に対して、FTA 交渉における欧州委員会の対応の方針を示した。その主な内容は以下の通りである。

a. 貿易への影響と対応

報告書では、FTA は長期的にベトナムに経済的利益をもたらすが、短期的には経済・社会・環境にマイナスの影響を与え、調節のための課題が生じるため、段階的な関税自由化の必要性を示した。またビジネスのしやすさでは、ASEAN の中で極めて順位が低いため、ビジネス・投資環境の改善の必要性を指摘した。ベトナムでは、政策決定のプロセスにおける社会的パートナーや民間部門など市民社会の参加が特に課題となる。これらに対して欧州委員会は以下の対応を示した。

- 調整に時間のかかる分野では、双方の関税自由化をある程度は不均衡とすることを認める。
- 高水準の環境保護や社会的な公正・結束を通じて経済的繁栄をもたらすため、貿易・

⁷ Commissions Service's Annex on Vietnam to the position paper on the trade sustainability impact assessment of the free trade agreement between the EU and ASEAN
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/may/tradoc_151230.pdf

持続可能な開発に関する章を重視する。この章では国際的に合意した原則やルール、基準を反映させ、高水準の社会・環境保護の促進および、関連する国内法の効果的な実施により、こうした保護水準を維持することを協議の重要な要素とする。

- 貿易・持続可能な開発に関する章の条項の監視や事後の点検のため、透明性や対話、協力に基づくメカニズムの確立を目指す。
- FTA の監視や評価で市民社会が強力な役割を果たすため、市民社会との対話を重視する。

b. 主な産業分野など経済への影響と対応

報告書では、ベトナムは FTA により革製品や履物、衣料品の分野で競争力を高め生産高が増える一方、農業製品のほか競争力が不十分な電子・機械機器や自動車の分野では生産高の減少を予想している。これに対して欧州委員会は以下の対応を示した。

- ベトナムに対して欧州貿易政策・投資支援プロジェクト (EU-MUTRAP) の枠組み内で支援を提供する。
- EU-MUTRAP の枠組みで、ベトナムが国際的な約束に従って競争法を実施するプロセスを支援する。

c. 社会的な影響と対応

報告書は、繊維・衣料品、履物の分野で雇用機会が拡大し、農業分野から労働者が移動することで経済の構造転換が加速されると予想している。ただし低付加価値製品の生産拡大が見込まれるため、適切な労働保護基準を確立し、労働者の権利を無視した低価格競争を回避する努力の必要性を挙げた。これに対して欧州委員会は以下の対応を示した。

- 貿易・持続可能な開発の章の中で、国際労働機関 (ILO) の基準やその原則、ILO の協定、国内法や国内慣行を通じた労働に関する適切な議題に特に注意を払う。

d. 環境への影響と対応

繊維や製靴の産業では既に水質汚染を引き起こしており、今後も使用される化学品が環境に影響するリスクがある。また森林破壊や漁業分野での生物多様性でも問題が生じている。これに対して欧州委員会は以下の対応を示した。

- 貿易・持続可能な開発の章の枠組み内で、多国間の環境協定の順守、環境製品・サービスや革新的でクリーンな技術の貿易・投資の促進、森林業や水産業などでの自然資源の持続可能な管理に対する支援を重視する。
- EU は、違法な伐採による木材の貿易を禁止する自主的パートナーシップ協定 (VPA) をベトナムと結ぶ交渉を進める。

(3) EU・ベトナムの貿易関係の現状

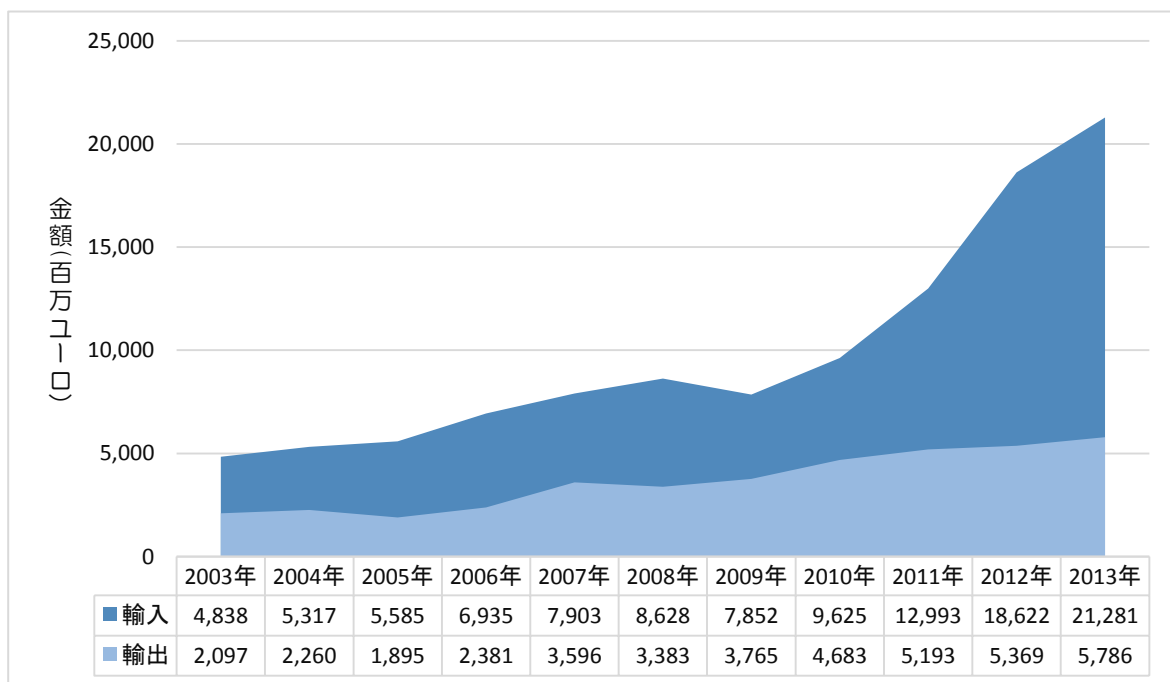
① 物品貿易

EU の対ベトナム貿易は 2013 年に総額で 270 億 6,700 万ユーロとなった。このうち EU の輸入額は前年比 14.3%増の 212 億 8,100 万ユーロ、EU からの輸出額は前年比 7.8%増の 57 億 8,600 万ユーロで、154 億 9,500 万ユーロの EU 側の入超となっている。EU の対ベトナム貿易は入超が続き、ベトナムからの輸入拡大に伴って赤字幅も広がっている（図 1 参照）。ベトナムの輸出拡大は EU の GSP によるところが大きく、2012 年 10 月にはこれが改定されて履物を含めたベトナムからの輸入品の一部で 2014 年 1 月 1 日から関税が引き下げられている。

2010 年から 2013 年の間に EU のベトナムからの輸入金額は約 2.2 倍に膨らみ、中でも機械・機器、繊維・衣料品、野菜製品の輸入が大きく増えている。一方、EU からベトナムへの輸出額は同期間に 23.6%の伸びだった。

2013 年の貿易統計をみると、EU はベトナムにとって、輸入相手先では第 6 位、輸出相手先では第 1 位で、貿易総額では中国に次ぐ第 2 位であった。一方、ベトナムは EU にとって、輸入相手国では第 18 位、輸出相手国では第 44 位、貿易総額では第 30 位である。ASEAN10 カ国の中では、輸入額では第 1 位、輸出額では第 5 位で、貿易総額ではシンガポール、マレーシア、タイに次ぐ第 4 位となっている。

図 1： EU の対ベトナムの輸出入額の推移（2003～2013 年）

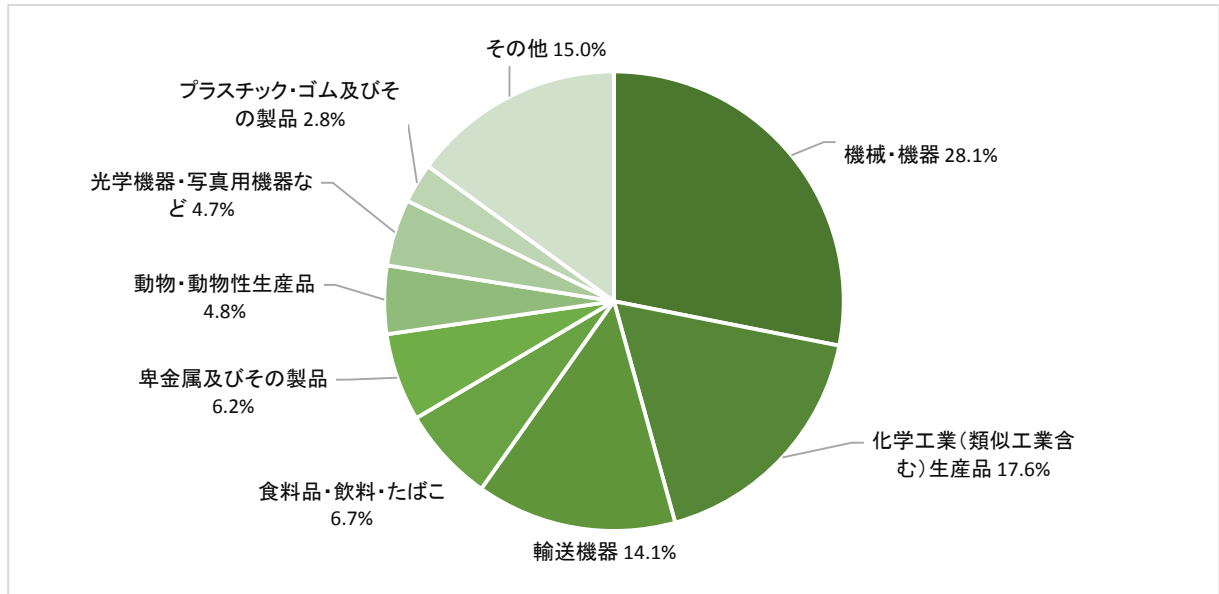


（出所）欧州委員会、European Union, Trade in goods with Vietnam (August 2014)
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc_113463.pdf

図 2 に示したように、EU からベトナムへの 2013 年の輸出金額では、機械・機器、化学工業生産品、輸送機器で全体の約 60%を占める。一方、図 3 に示したように EU のベトナムからの

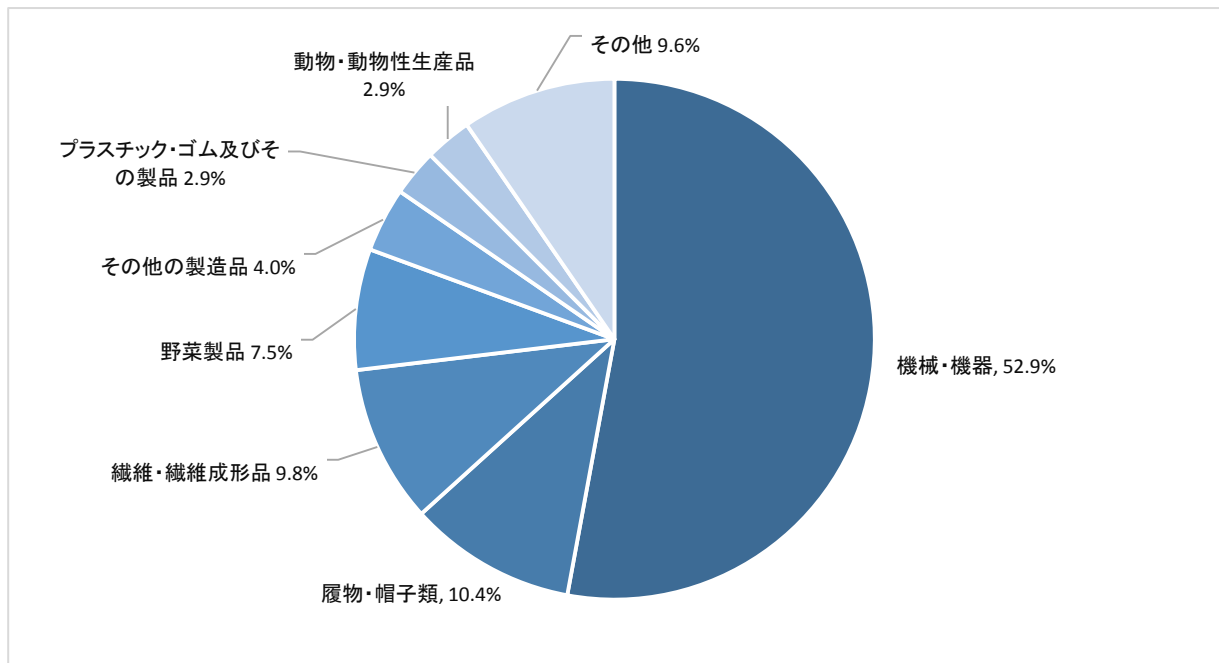
輸入金額では、機械・機器が半分以上を占め、履物・帽子類と繊維・繊維成形品がそれぞれ約10%となっている。前述した FTA のベトナムへの影響に対する報告書が公表された 2009 年当時の輸入額は、履物・帽子類が全体の 24.7%を占めて最も多く、繊維・繊維成形品が 17.3%、野菜製品が 11.9%と、この 3 品目で半分以上を占め、次が機械・機器の 7.9%だった。4 年間のうちに、履物や繊維製品の輸入額に占める割合は大きく低下している。

図 2： EU のベトナムへの輸出金額の品目別割合（2013 年）



(出所) 図 1 と同じ

図 3： EU のベトナムからの輸入金額の品目別割合（2013 年）



(出所) 図 1 と同じ

② 投資⁸

ベトナムの2013年の海外直接投資（FDI）受入総額は216億ドルで、前年に比べて54.5%増加した。このうち新規プロジェクトは1,275件、金額は前年比70.5%増の約143億ドル、既存プロジェクトへの投資は427件で約73億ドルだった。EUからの投資額は6億5,600万ドルで全体の約3%にすぎないが、EUからのFDIは多国籍企業の投資が大半のため、実際のEUの投資額はこの金額よりも多いとされる。EUはベトナムに対する投資額で第6位である。

2. 交渉のこれまでの経緯と進捗状況

(1) 第1回から第9回の交渉の概要

EUとベトナムのFTAの交渉は2012年10月に第1回交渉が始まり、2014年9月には第9回交渉が行われた。第9回交渉後の2014年10月には欧州委員会とベトナム政府が共同声明を発表し⁹、数カ月以内に妥結する見通しを示した。第1回から第9回の各交渉の時期と主な内容を表2に示した¹⁰。

表2： EU・ベトナムのFTA交渉の経緯

	時期・場所	主な交渉内容
第1回	2012年10月8～12日 ハノイ	・EUとベトナムの双方で合わせて60人が交渉に参加。
第2回	2013年1月22～25日 ブリュッセル	・物品貿易、サービス、投資、知的財産、労働問題、環境問題を中心に協議。
第3回	2013年4月23～26日 ホーチミン	・2014年末までの交渉妥結に向けて交渉ペースを加速させるため、必要な作業をまとめたロードマップで合意。 ・物品貿易、サービス、投資、衛生植物検疫措置（SPS）、貿易の技術的障壁（TBT）、持続可能な開発などの12の作業部会で交渉。大半の部会で原案についての準備や協議を行う。
第4回	2013年7月1～5日 ブリュッセル	・全ての主要分野について、それぞれの作業部会で交渉。双方の要求事項を明確化。 ・欧州委員会の通商総局局長とベトナム産業貿易省の事務次官が加わり、最初の関税の提案を交換。
第5回	2013年11月4～8日 ハノイ	・物品の市場アクセスや政府調達に関して詳細に交渉。 ・民間部門と公的部門の公平な競争環境を作ることや知的財産、地理的表示、持続可能な開発で意見が一致した。 ・再生可能エネルギー分野の貿易・投資に対する非関税障壁に取り組む「グリーン技術付属書（Green Tech Annex）」について協議。
第6回	2014年1月13～17日	・通関・貿易の円滑化、TBT、競争の3分野では技術的作業が終

⁸ Delegation of the European Union to Vietnam

http://eeas.europa.eu/delegations/vietnam/eu_vietnam/trade_relation/index_en.htm

⁹ 欧州委員会ステートメント（STATEMENT/14/317） 13 October 2014

http://europa.eu/rapid/press-release_STATEMENT-14-317_en.pdf

¹⁰ 欧州委員会・貿易総局プレスリリース（第4回・第5回・第6回・第7回・第8回・第9回）

<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/>

ベトナム産業貿易省のプレスリリース（第3回・第4回・第7回・第8回）

<http://www.moit.gov.vn/en/Category/1/ministerial-leaders-activities.aspx>

ベトナム商工会議所（VCCI）・WTOセンター（第1回・第2回・第8回）

<http://wtocenter.vn/infocus/vn-eu-fta>

	ブリュッセル	<ul style="list-style-type: none"> 了し合意に達した。 物品の市場アクセス、サービス、投資、政府調達で集中協議。 自動車分野で国際基準の使用を促進する「自動車付属書（Car Annex）」について協議。
第7回	2014年3月17～21日 ハノイ	<ul style="list-style-type: none"> 物品貿易、サービス、投資、原産地規則、貿易保護など10の作業部会で協議。 協定の原案についての詳細な協議を進める。 透明性や紛争解決などの技術部会では文案で基本的に合意。 欧州委員会のドゥ・グヒュト通商担当委員とベトナムのブー・ファイ・ホアン産業貿易相の会談で、早期の協定妥結に向けた決意を確認。
第8回	2014年6月23～27日 ブリュッセル	<ul style="list-style-type: none"> 交渉を加速させる交渉ロードマップで合意。 協議。物品貿易、サービス、投資、政府調達では相互の提案および調整について12の作業部会で協議。 物品の市場アクセス、サービス、政府調達で集中的に協議。 貿易・持続可能な開発、物品貿易、動物・植物の検疫・衛生、不正対策、反ダンピング措置の交渉で大きく進展。 ドゥ・グヒュト通商担当委員とホアン産業貿易相が協議。
第9回	2014年9月22～26日 ダナン	<ul style="list-style-type: none"> 物品貿易、サービス、投資、国営企業の4章で技術的な協議が進展。 貿易・持続可能な開発の章はほぼ終了し、協力の章は終了。 残りの主要分野で集中的に協議。

(出所) 欧州委員会

(2) EUの業界団体の見解

EU内では主として以下の各団体が、EUとベトナムのFTAに対する見解を表明している。

① 欧州熱帯マグロ漁業・加工委員会

(Eurothon: European Tropical Tuna Fishing and Processing Committee)

2012年9月に見解を発表した。この中で、加工マグロ製品はEUにとってセンシティブな品目であり、関税や厳格な原産地規則により保護を維持する必要性を指摘した。またマグロ産業には持続可能性が重要であるとして、公平な競争のためにFTAに環境的・社会的な持続可能性の条項を盛り込むことを求めている。さらにベトナムは、人権や労働者の権利に関する国際協定のうち批准していないものがあるため、ベトナム側が国際協定を尊重し批准するよう約束することが必要と主張している。

② 外国貿易協会 (FTA: Foreign Trade Association)

2012年11月にポジションペーパーを発表した¹¹。この中でEUとベトナムのFTAの締結はEUにとって優先事項の1つであるとして、ベトナムとの貿易における障壁を具体的に列挙した。ベトナムからの輸入では、履物や衣料品、海産物などで関税が高いこと、現行の原産地規則ではベトナムからの衣料品がGSPの要件に合致しないことが多いと指摘した。

一方、ベトナムのEUからの輸入では、アルコール飲料や化粧品、携帯電話の輸入で荷揚げ

¹¹ “FTA Position Paper – EU-Vietnam Trade Negotiations” FTA, 20 September 2012
<http://fta-eu.org/doc/unp/opinion/en/FTA-Position-Paper-EU-Vietnam-trade-relations.pdf>

港が限定され¹²、ボイラーや電気機器・部品、機械など 97 品目については「輸入を推奨しない (discouraged for import)」品目としていること、税関では一貫性の欠如や手続きの遅延があり、製品の不明確な定義などの影響を受けていると指摘している。また市場アクセスや投資では、外国企業の事業ライセンス申請でエコノミックニーズテスト (ENT: Economic Needs Test) の実施が義務付けられている点や直接販売事業者のライセンス取得には定款資本金の 5% の預託金を求められる点を挙げている。さらに外国人の労働許可証取得に対する制限、知的財産の関連法が効果的に実施されていない点も問題としている。このため FTA 交渉では次の点を求めている。

- EU とベトナムの双方は全製品に対する関税の撤廃を目指す。
- EU は履物や衣料品をセンシティブな製品に分類せず、関税を撤廃する製品リストに加える。
- EU は GSP での後発開発途上国 (LDC) に対するのと同じ原産地規則をベトナムに適用する。
- EU は FTA の妥結までにベトナムを市場経済国に認定する。
- ベトナム側で輸入を制限する全ての規制を撤廃する。
- ベトナムはエコノミックニーズテスト (ENT) の基準の内容や適用を明示する法規を制定する。
- ベトナムは直接販売事業者の預託金に上限を設ける。
- ベトナムは労働許可証で、雇用主が独自の評価に基づき候補者を選択できるようにする。
- ベトナムの知的財産関連法を改定し現代化する。

③ ユーロモルト (Euromalt/EU の麦芽関連産業を代表する団体)

2012 年 12 月にポジションペーパーを発表した¹³。この中で、オーストラリアやカナダなど EU の競合国が ASEAN 諸国と FTA を締結しているか締結間近なことから、ベトナムやタイ、フィリピンを中心に早急に FTA 交渉で妥結し、各国の関税撤廃を目指すよう求めている。ベトナムについては FTA 交渉の開始を歓迎し、交渉段階で欧州委員会に対して情報提供などで積極的に支援する姿勢を示した。麦芽に対するベトナムの 5% の関税を FTA により撤廃することで、競合国に対する不利な条件がなくなり、輸出が拡大すると指摘している。

④ 欧州酒類協会 (CEEV: Comité Européen des Entreprises Vins)

2013 年 7 月にポジションペーパーを発表した¹⁴。この中で 2002 年から 2012 年の間にベトナムの輸入蒸留酒の消費は 3.5 倍に増え、EU の酒類産業にとってベトナムは重要な市場であ

¹² 同ポジションペーパー発表時点ではまだ荷揚げ港が限定されていたが、ベトナム商工省は 2012 年 12 月 28 日付で通知 301/TB-BCT 号を公布し、アルコール飲料、化粧品、携帯電話機の輸入を規制した通知 197/TB-BCT 号の廃止を発表。同通知は 2013 年 1 月 1 日から施行され、それに伴い、ハイフォン港、ダナン港、ホーチミン市港の 3 港に限定されていた輸入通関や、必要とされていた申請手続きは廃止されている。

¹³ “Euromalt position paper on the EU-ASEAN negotiations” Euromalt, 17 December 2012
http://www.euromalt.be/data/1358358775CL_19%20Euromalt_Position%20Paper%20ASEAN%202012.pdf

¹⁴ “Position summary – EU wine and spirits trade priorities for EU-Vietnam FTA” CEEV, 5 July 2013
http://spirits.eu/page.php?id=72&parent_id=30

るとして、FTA の交渉では次の点を目指すことを求めている

- ベトナムのワインと蒸留酒に対する関税の撤廃。
- 物流の地域ハブを考慮した原産地規則の採用。
- 関税撤廃がベトナムの物品税引き上げによって帳消しにならないようにする。
- ベトナムの WTO 加盟時の約束と矛盾する非関税障壁となっている規制措置の撤廃。
- EU のワインや蒸留酒の GI の認知と保護、知的財産の保護の効果的な実施を要求。
- ワインや蒸留酒の法的な定義を EU や国際的に認知された基準に合わせるよう要求。

⑤ 欧州ブランド衣料品連合 (EBCA: European Branded Clothing Alliance)

2014 年 8 月に欧州委員会のバローゾ委員長 (当時) に対して見解を示す書簡を送り、その内容を公表した¹⁵。この連合に加盟している約 60 社は東南アジアを含め EU 域外各地で生産を手掛けており、ベトナムとの FTA 締結は双方にとって大きな利益になると指摘した。またベトナムとの FTA が、アパレル産業の国際的バリューチェーンを認める重要な前例になると説明している。ベトナムとの FTA 交渉については、以下の優先事項を挙げた。

- 衣料品に対する関税は段階的な引き下げではなく、全面的に即時撤廃する。
- 原産地規則を柔軟にし、明確で透明性があり適用しやすいものとし、追加の負担や遅延を課さない。
- ベトナムの投資環境を EU の投資家にとって最良なものとするため、非関税障壁と市場アクセスの制限を撤廃する。
- ベトナムの主要輸出品である繊維・衣料品を EU のセンシティブ品目に分類しない。
- 物品の通関手続きを加速するため、税関手続を一層効率化し、簡素化する。

(3) 2014 年 8 月以降の動きと今後の見通し

2014 年 8 月半ばに EU のアシュトン外務・安全保障政策上級代表 (当時) はベトナムを訪問し、グエン・タン・ズン首相と会談した。アシュトン上級代表は、EU 側が PCA の批准を加速させ FTA の交渉妥結に向けて最大限の努力を払う方針を示し、双方でベトナムが確実に EU からの市場経済国の認定を受ける基準を満たすようにすることを明らかにした。また、EU がベトナムに対する政府開発援助 (ODA) を 2014~2020 年の今中期予算枠組みにおいて 4 億ユーロと、2007~2013 年の前中期予算枠組みと比べて 30%引き上げる決定を確認した。欧州委員会のバローゾ委員長も 8 月末にベトナムを訪問したが、ズン首相は早ければ 10 月の交渉妥結を目標にしていることを明らかにしていた。

第 9 回の交渉後の 10 月半ばにはズン首相がブリュッセルを訪問してバローゾ委員長と会談し、EU がベトナムを市場経済国に認定するよう改めて求めている。バローゾ委員長とズン首相は共同声明を発表し、早期の交渉妥結を再確認した。声明の主要点は次の通りである。

¹⁵ EBCA

<http://www.ebca-europe.org/content/ebca-outlines-position-eu-vietnam-free-trade-negotiations-ec-president-barroso>

<http://www.ebca-europe.org/sites/default/files/EBCA%20letter%20to%20President%20Barroso.pdf>

- EU とベトナムは、この FTA を近代的で包括的、均衡のとれた協定とする。
- 交渉は極めて順調に進展しており、交渉の全分野でかなりの程度の合意に達し、数カ月以内の交渉妥結に向けて残りの課題を解決する方向で合意している。
- 市場アクセスの全分野（物品貿易、サービス貿易、投資、公共調達）や規則・規制の規律（双方の地理的表示を含めた知的財産保護、国営企業、国内規制、投資保護、輸出関税、輸出制限など）で野心的でバランスの取れた成果を達成することで合意している。
- FTA の妥結は、ベトナムが市場経済国として国際経済に統合されることに役立つ。

欧州委員会では 2014 年 11 月 1 日、ユンケル委員長が率いる新体制が発足した。ただ EU・ベトナムの FTA 交渉については今後の交渉予定は発表されておらず、10 月の共同声明以降の進捗状況も明らかにされていない。しかし共同声明にあるように、作業は最終段階にあり数カ月以内に妥結することが見込まれている。

アンケート返送先 FAX： 03-3587-2485
e-mail：ORD@jetro.go.jp
日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛



● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：EU・ベトナムFTA交渉の経緯と進捗状況

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～